

松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金 F A Q

1 事業概要に関すること	
Q1-1	本事業の趣旨・目的を教えてください。
Q1-2	日本学生支援機構の奨学金とはどのようなものですか。
Q1-3	導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に返還に要した費用の助成はないのでしょうか。
Q1-4	この奨励金は、来年度以降も継続するのですか。
2 企業等の奨学金返還支援制度に関すること	
Q2-1	企業等の奨学金返還支援制度とは何ですか。
Q2-2	奨学金代理返還支援制度を導入するメリットは何ですか。
Q2-3	法人税の減税や支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならない場合はどのような場合ですか。
Q2-4	奨学金返還支援制度は、新たに採用する従業員だけでなく、現在雇用している社員にも適用されるのですか。
Q2-5	支援内容（金額・期間・条件等）はどのように決めるのですか。
Q2-6	支援金額はどのように決めるのですか。 支援内容は統一すべきでしょうか、あるいは従業員ごとに支給内容を変えてもよいのでしょうか。
3 奨励金に関すること	
Q3-1	ホームページの【申請要件2】について、奨学金代理返還制度を従業員に周知するにあたり、どのような方法がありますか。
Q3-2	ホームページの【申請要件4】について、「5年以内に雇用保険被保険者である従業員を雇用する意思」とありますが、奨学金代理返還制度の対象者を雇用しないといけないのですか。
Q3-3	ホームページの【申請書類】について、「被保険者がいることが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
Q3-4	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を導入したことが分かる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
Q3-5	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を従業員に周知したことが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
Q3-6	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を社外に明示したことが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
Q3-7	奨励金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金代理返還制度をやめるという選択をすることは可能ですか。
Q3-8	制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。
Q3-9	町ホームページ等で奨学金代理返還制度導入企業を公表するとあります

	が、どのように公表するのですか。
Q3-10	ホームページの【申請要件7】について、「公共職業安定書、職業紹介事業者又は自社のホームページを通じて提供する求人に係る情報に奨学金代理返還制度を導入していることを明示すること」とありますが、どのように記載すればいいのでしょうか。
Q3-11	自社のホームページを持っていない場合は、どうすればよいですか。
Q3-12	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。
Q3-13	制度の導入とは、就業規則の変更ということですか。
Q3-14	最近創業したところで、まだ従業員を雇っていませんが、これから求人票を出すに当たって奨学金代理返還制度を導入した場合、奨励金の対象となりますか。
Q3-15	この事業の開始前（令和8年3月31日以前）に、既に日本学生支援機構に係る奨学金代理返還制度を導入していましたが、奨励金の対象となりますか。
Q3-16	奨励金受給後に奨学金代理返還制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。
Q3-17	支援対象の従業員は、雇用保険に加入していない週1日勤務のアルバイトなども含むこととなりますか。
Q3-18	SNSを広報媒体として使用しているため、自社ホームページがありませんが、SNSに掲載すれば認められますか。
Q3-19	自社ホームページへの掲載は「制度を導入した」という一文だけでもいいのでしょうか。
Q3-20	就業規則は届出を出し、押印したものでなければならないのでしょうか。
Q3-21	就業規定内に直接条文を含めるのではなく、支援内容の詳細については別紙で用意してもよいのでしょうか。
Q3-22	現在雇用している従業員の雇用形態及び求人票に募集する雇用形態はパートでも可能ですか。
Q3-23	自社ホームページがなく、現在求人も行っていない場合はどうすればよいですか。
Q3-24	10人未満の事業所で就業規則を作成していないため、町ホームページに掲載されている奨学金代理返還支援制度規程参考例を利用して代理返還制度に関する規程のみを整備し、提出しても要件として満たされますか。
Q3-25	奨学金代理返還制度について、求人票のどこに記載すればよいですか。
4 申請に関すること	
Q4-1	申請したら必ず奨励金が支給されますか。
Q4-2	申請はどのようにすればよいですか。
Q4-3	提出する書類に押印は必要ですか。

Q4-4	給付申請から振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。
5 町ホームページの掲載に関すること	
Q5-1	町ホームページで公表される情報は何か。
Q5-2	奨励金の支給を受けると、必ず町ホームページに公表されますか。
Q5-3	制度導入済みであったため、奨励金の支給を受けていませんが、町ホームページに企業情報を掲載してもらえますか。

1 事業概要に関すること

Q1-1 本事業の趣旨・目的を教えてください。

奨学金を受けていた従業員に代わり、事業者が返還額の全部又は一部を代理返還する「奨学金代理返還支援制度」の導入支援を行うことで、物価の高騰の影響を受けている事業者における人材の確保、定着の促進を図ることを目的としています。

本事業は、独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金代理返還支援制度を新たに導入した町内に本店を有する中小企業者等に、1事業者当たり30万円の奨励金を交付することで、同制度の導入促進を図るものです。なお、申請時点で奨学金返還の対象となる従業員が在籍しているかは問いません。

Q1-2 日本学生支援機構の奨学金とはどのようなものですか。

日本学生支援機構は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の奨学金の貸与を実施しています。この奨励金で対象とする奨学金は、日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金（無利子）又は第二種奨学金（有利子）です。

Q1-3 導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に返還に要した費用の助成はないのでしょうか。

本事業は、物価の高騰の影響を受けている町内中小企業等における人材の確保・定着の促進を図るために奨学金代理返還支援制度の導入促進を目的として実施するものです。なお、奨学金の返還支援を持続可能なものとしていくためには、企業が継続的かつ自主的な取組として実施していただくことが重要であると考えており、現時点では奨学金返還額そのものに対する支援は考えておりません。

Q1-4	この奨励金は、来年度以降も継続するのですか。
------	------------------------

現時点で、来年度以降の実施については未定です。

2 企業等の奨学金返還支援制度に関すること

Q2-1	企業等の奨学金返還支援制度とは何ですか。
------	----------------------

「奨学金返還支援制度」は、貸与型の奨学金を利用している従業員に、企業等が返還額の全部又は一部を支援する制度です。

①手当等支給型（企業等が従業員に対し、手当等として支給するもの）や、②代理返還型（従業員に代わり、企業等が奨学金貸与団体に直接送金するもの）といった形式があります。なお、本事業の対象となるのは②代理返還型を新たに導入した企業等です（①と②を選択できるように併用するの也可）。

Q2-2	奨学金代理返還支援制度を導入するメリットは何ですか。
------	----------------------------

企業等においては、代理返還分は人件費に当たるため、損金算入ができ、法人税の減額が見込まれます。また、福利厚生の一環として PR することができイメージアップが図られ、人材確保や定着に資することが期待できます。

従業員においては、奨学金返還における経済的負担の軽減が図られ、支援を受けた額の所得税が非課税となり得るほか、原則として社会保険料の標準報酬月額算定のもととなる報酬に含めません。

【日本学生支援機構 HP：企業等の奨学金返還支援（代理返還）への対応】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/_icsFiles/afieldfile/2026/02/04/dairihenkan_scheme_5.pdf

Q2-3	法人税の減税や支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならない場合はどのような場合ですか。
------	--

税制度の詳細については、国税庁のホームページをご覧ください。また、国税庁に直接御確認ください。

【国税庁 HP：No. 2588 学資に充てるための費用を支出したとき】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm>

Q2-4	奨学金返還支援制度は、新たに採用する従業員だけでなく、現在雇用している社員にも適用されるのですか。
------	---

就業規則の変更や社内規程の整備によって制度を導入することになるので、現在雇用している従業員にも適用されます。新たに採用する従業員のみを対象とする場合など、対象となる従業員を限定する場合は、その旨を就業規則や社内規程に明記する必要があります。

Q2-5	支援内容（金額・期間・条件等）はどのように決めるのですか。
------	-------------------------------

奨学金返還支援制度の支援内容（金額・期間・条件等）は、事業者が自由に設定できます。ただし、事業者名や支援内容を町ホームページで公表しますので、御承知おきください。

Q2-6	支援金額はどのように決めるのですか。 支援内容は統一すべきでしょうか、あるいは従業員ごとに支給内容を変えてもよいのでしょうか。
------	--

貸与総額や月々の返還額、返還期間は、借りている方によって異なります。支援金額を一律にするのか、それぞれの返還額によって変えるのかなど、支援内容は企業で決めていただく形になります。

3 奨励金に関すること

Q3-1	ホームページの【申請要件2】について、奨学金代理返還制度を従業員に周知するに当たり、どのような方法がありますか。
------	--

社内の掲示板などに掲示する、職場内でメールや文書を回覧し通知する、従業員に対し説明会を開く等を想定しております。

Q3-2	ホームページの【申請要件4】について、「5年以内に雇用保険被保険者である従業員を雇用する意思」とありますが、奨学金代理返還制度の対象者を雇用しないといけないのですか。
------	---

雇用の促進を進めていただくため、採用活動を行っていただきたいという趣旨によるものです。そのため、採用活動を行うのであれば、奨学金利用者であるかどうかは問いません。

Q3-3	ホームページの【申請書類】について、「被保険者がいることが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
------	---

直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（雇用保険の納付が確認できる申告書）【事業主控】に受付印が押されている写しを提出してください。

こちらが提出できない場合は、次のいずれかを提出してください。

(1) 受付印がない場合

申告書（受付印がないもの）及び納付書（金融機関の領収印があるもの）の写しの2点

(2) 組合等を通じて一括申請している場合

事業所別被保険者台帳の写し

(3) 直近の申告書で現在の雇用が確認できない場合

被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

※いずれの書類も、個人情報部分は黒塗り等で処理をお願いいたします。

Q3-4	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を導入したことが分かる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
------	--

次の書類をすべて提出してください。

- 奨学金代理返還制度を定めた就業規則、賃金規程等
- 日本学生支援機構に代理返還支援制度の申込をすると同機構のホームページに公開されます。申請時点で当該ホームページに企業名が掲載されていない場合は、同機構から郵送される奨学金返還支援システム（スカラ KI）のユーザーID 及びパスワードが記載された通知文の写しを提出してください（ユーザーID 及びパスワード部分は黒塗り等で処理をお願いいたします。）。

Q3-5	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を従業員に周知したことが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
------	--

従業員への周知文書や社内イントラネットへの掲載文書、掲示板への掲示文書等の写しを提出してください。なお、周知文書等には、事業者名、周知日、奨学金返還支援制度の概要、担当者名等を記載してください。

Q3-6	ホームページの【申請書類】について、「奨学金代理返還制度を社外に明示したことが確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。
------	---

自社ホームページがある場合は、制度について掲載されている該当ページを PDF にしてアップロード（提出）するとともに、様式第1号別紙に該当ページの URL を記入してください。

【自社ホームページの場合】

＜掲載箇所＞

- ・ 奨学金代理返還支援制度の導入を新着情報のページに掲載
- ・ 従業員の福利厚生を紹介するページに掲載
- ・ 自社ホームページの従業員募集要項に奨学金代理返還支援制度を掲載 など

＜記載文例＞

- ・ （新着情報の例）
 当社では、従業員の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、令和〇年〇月〇から奨学金代理返還支援制度を導入しました。奨学金を返還中の正社員に対し、月〇円を〇年間支援します。
- ・ （従業員募集要項の例）
 奨学金代理返還支援制度あり（月〇円を〇年間支援）

【求人票の場合】

奨学金代理返還支援制度の対象となる雇用区分（例：正社員など）に該当する求人票を提出してください

（ハローワーク求人票の場合）

- ・ 「賃金・手当等（その他手当付記事項）」又は「求人に関する特記事項」に「奨学金返還支援制度あり」等と記載してください。
- ・ ハローワークインターネットサービスに求人情報が掲載されている場合は、該当ページ（サイト名、社名、募集要件等、奨学金返還支援制度が分かるもの）を PDF にしてアップロード（提出）するとともに、様式第1号別紙に該当ページの URL を記入してください。
- ・ ハローワークインターネットサービスに求人情報が掲載されていない場合は、ハローワーク受け付け後の受付年月日の記載のあるものを提出してください。

(民間求人サイトへの求人情報掲載の場合)

- ・ 求人サイトに掲載された求人情報の該当ページ(サイト名、社名、募集要件等、奨学金返還支援制度が分かるもの)をPDFにしてアップロード(提出)するとともに、様式第1号別紙に該当ページのURLを記入してください。
- ・ 求人サイト掲載前のプレビュー画面は不可です。

Q3-7	奨励金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金代理返還制度をやめるという選択をすることは可能ですか。
------	--

この奨励金については、5年間の制度継続が支給要件になっております。そのため、奨励金の申請に当たっては、最低でも5年間は制度を継続できるのかよく検討のうえ、申請いただくようにお願いします。

Q3-8	制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。
------	-------------------------------

奨励金を申請するに当たり誓約・同意書(様式第3号)で「奨励金の給付決定を受けた日から5年以上、奨学金代理返還制度を継続して実施します。」と記載があるように、この奨励金は5年間の継続を誓約いただいた事業者に支給するものです。上記の誓約・同意書に該当しない事実や虚偽等が発覚したときは、奨励金の支給決定を取り消し、奨励金の返還を求めることがあります。

Q3-9	町ホームページ等で奨学金代理返還制度導入企業を公表するとありますが、どのように公表するのですか。
------	--

町ホームページにて、奨学金代理返還支援制度を導入している企業の企業名・所在地・支援内容等を一覧にし掲載します。

Q3-10	ホームページの【申請要件7】について、「公共職業安定所、職業紹介事業者又は自社のホームページを通じて提供する求人に係る情報に奨学金代理返還制度を導入していることを明示すること」とありますが、どのように記載すればいいのでしょうか。
-------	--

想定している記載例としては、次のとおりです。

【求人票】福利厚生や特記事項欄に、「奨学金代理返還支援制度あり」と記載する等
【自社ホームページ】新着情報に奨学金代理返還支援制度を導入した旨のお知らせを掲載する、新卒採用ページに福利厚生の紹介として制度について掲載する等

Q3-11	自社のホームページを持っていない場合は、どうすればよいですか。
-------	---------------------------------

ハローワーク求人票や民間人材サービス会社などに掲載している求人ページに、奨学金代理返還支援制度を導入している旨を記載し、その求人票又は求人掲載ページのURLとその写しを提出してください。

Q3-12	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。
-------	--------------------------------------

対象となります。ただし、雇用保険を適用する従業員が1人以上いる必要があります。

Q3-13	制度の導入とは、就業規則の変更ということですか。
-------	--------------------------

そのとおりです。その他、賃金規程等の整備も該当します。

Q3-14	最近創業したところで、まだ従業員を雇っていませんが、これから求人票を出すに当たって奨学金代理返還制度を導入した場合、奨励金の対象となりますか。
-------	---

雇用保険被保険者である従業員を1人以上雇用していることが要件となります。従業員がいない場合は対象外です。

Q3-15	この事業の開始前（令和8年3月31日以前）に、既に日本学生支援機構に係る奨学金代理返還制度を導入していましたが、奨励金の対象となりますか。
-------	---

令和8年3月31日以前に制度導入済みであれば、対象外となります。

Q3-16	奨励金受給後に奨学金代理返還制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。
-------	--

この奨励金は、制度の導入促進を図ることも目的の一つであるため、制度そのものを継続するのであれば、従業員が離職しても奨励金の返還は不要です。

Q3-17	支援対象の従業員は、雇用保険に加入していない週1日勤務のアルバイトなども含むことになりますか。
-------	---

奨励金の申請に当たって、雇用保険被保険者である従業員を1人以上雇用していることは条件にしておりますが、支援対象の従業員について、雇用保険加入の有無及び勤務日数等についての要件はありません。企業が支援対象従業員に「アルバイトも含む」とされた場合は、対象となります。

Q3-18	SNSを広報媒体として使用しているため、自社ホームページがありませんが、SNSに掲載すれば認められますか。
-------	---

申請の要件として、自社ホームページや求人票により支援内容を社外に告知する必要があります。求人活動中であれば、ハローワーク等に掲載している求人票に記載のうえ、提出してください。

また、求人活動をしていないのであれば、今回の奨励金で誰もが閲覧できるホームページを開設いただき、掲載してください。

Q3-19	自社ホームページへの掲載は「制度を導入した」という一文だけでもいいのでしょうか。
-------	--

自社ホームページには「奨学金代理返還支援制度を導入した」と分かれば申請可能です。ただし、事業者名や支援内容（金額・期間・条件等）を、町ホームページで公表しますので、御承知おきください。

Q3-20	就業規則は届出を出し、押印したものでなければならないのでしょうか。
-------	-----------------------------------

会社名、規則・規程の条文（支援制度の内容）、施行日が分かれば問題ありません。

Q3-21	就業規則内に直接条文を含めるのではなく、支援内容の詳細については別紙で用意してもよいのでしょうか。
-------	---

就業規則への明記に限らず、賃金規程や福利厚生規程等の社内規程において支援内容を定め、従業員へ周知している場合も対象となります。

提出にあたっては、会社名、支援内容が確認できる該当条文及び施行日が確認できる書類を御用意ください。

Q3-22	現在雇用している従業員の雇用形態及び求人票に募集する雇用形態はパートでも可能ですか。
-------	--

可能です。支援対象は、企業が自由に設定できます。

ただし、申請に当たっては雇用保険の被保険者である従業員が1人以上いる必要がありますので、短時間勤務等により雇用保険の加入対象とならない場合はご注意ください。

Q3-23	自社ホームページがなく、現在求人も行っていない場合はどうすればよいですか。
-------	---------------------------------------

自社ホームページや求人票等で明示することを支給の要件としています。

今回の「奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金」は、事業者の人材確保・定着を目的としていますので、今後の採用活動のためにも、今回の奨励金で自社ホームページの開設を御検討ください。

Q3-24	10人未満の事業所で就業規則を作成していないため、町ホームページに掲載されている奨学金代理返還支援制度規程参考例を利用して代理返還制度に関する規程のみを整備し、提出しても要件として満たされますか。
-------	--

要件として満たします。ただし、今回の奨励金は人材確保・定着につなげる狙いがございますので、これを機に働きやすい職場環境づくりのために就業規則の整備を御一考ください。

Q3-25	奨学金代理返還制度について、求人票のどこに記載すればよいですか。
-------	----------------------------------

「賃金・手当（その他手当付記事項）」又は「求人に関する特記事項」に記載してください。

4 申請に関すること

Q4-1	申請したら必ず奨励金が支給されますか。
------	---------------------

申請いただいた内容を審査し、所定の要件を満たした方にのみ支給します。そのため、必ず支給されるわけではありません。また、町の予算が上限に達した後に申請いただいた場合も支給されません。

Q4-2 申請はどのようにすればよいですか。

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) メールによる申請

【提出先】

- ・宛 先：松前町役場産業課 商工振興係
- ・(To) メールアドレス：212syoko@town.masaki.ehime.jp
- ・(Cc) メールアドレス：申請の責任者
- ・メールタイトル：【代理返還制度導奨励金】申請者名
例)【代理返還制度導奨励金】(株)松前産業

(2) 郵送による申請

【提出先】

〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町役場産業課 商工振興係

(3) 窓口持参

Q4-3 提出する書類に押印は必要ですか。

申請書兼請求書(様式第1号)は押印不要ですが、町税等の納付状況確認同意書(様式第2号)と誓約・同意書(様式第3号)には代表者印の押印又は署名が必要です。

Q4-4 給付申請から振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類が全て整ってから、約3週間～1か月程度かかります。

5 町ホームページの掲載に関すること

Q5-1 町ホームページで公表される情報は何ですか。

企業名、支援内容、支援期間等を公表します。

Q5-2 奨励金の支給を受けると、必ず町ホームページに公表されますか。

奨励金を受給した場合は、町ホームページに必ず掲載し、公表します。掲載に同意いただいた企業が奨励金を申請できます。

Q5-3	制度導入済みであったため、奨励金の支給を受けていませんが、町ホームページに企業情報を掲載してもらえますか。
------	---

はい。希望があれば、町ホームページに掲載いたします。産業課商工振興係（089-985-4120）にお問い合わせください。